株式会社三ツ知　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を新たに策定します。

1. 計画期間　　令和 7 年 7 月 1 日　～　令和 9 年 6 月 30 日までの　2 年間

2. 内容

目標1　　育児休業取得率を 80%以上とする。

〈対策〉令和 7 年 7 月

・この行動計画の社内掲示に併せ、育児休業に関する制度等の周知を行い、職員全員の意識向上を求める。

・育児休業、及び職場復帰後の短時間勤務を利用しやすい環境の構築を図る。

目標 2　　年間有給休暇 5 日に加え 5 日(計 10 日)以上の取得者を 全体の 70%以上とする。

〈対策〉令和 7 年 7 月

・働き方改革関連法改正の内容について、この計画掲示時に再度徹底し、年間有給休暇 5 日以上の取得が必要である意識付を図る。

・毎年 1 月　総務部では個人別の有給休暇の取得状況を把握し、12 月までの取得実績で有給消化が少ない者に対し、本人および上長へ連絡し取得を促進する。

目標 3　　所定外労働時間(残業)を月平均 10 時間未満とする。

〈対策〉令和 7 年 7 月～

・ワークフローおよび生成 AI 等を活用し業務改善をする。

・残業時間の部門別の状況を把握する。また、AD-KINTAI を活用し各部門長が課員並びに自身の残業時間を把握できる環境を整備する。

・毎週水曜日をノー残業デーとして定め、効率的な業務遂行を推進する。

以上